

入寮希望の方へ

入寮を希望されている方は、入校選考日の面接時に状況を確認しますので、入校選考日までには、次の「入寮に当たっての確認事項」を十分確認しておいてください。

入寮に当たっての確認事項

広島障害者職業能力開発校の入寮に当たっては、次の事項を確認し同意するとともに、「入寮確認書」を提出し、承認された方のみ入寮を許可します。

1 入寮条件

- (1) 遠隔地で通校が困難な方又は障害により公共交通機関等による通校が困難な方
- (2) 現状の寮施設・設備の中で他者に迷惑をかけず、自立した生活及び健康管理ができる方
- (3) 保証人を立てることができる方

（保証人とは、緊急時などに連絡や対応ができ、入寮継続が難しい場合には、入寮予定者の身柄を引き取れる方です。また、保証人は、寮維持費等について、10万円を限度として、入寮予定者と連帯して納付します。）

- (4) 本校が指定した閉寮期間（月2回程度）に帰省できる方

（総合実務科（チャレンジコースを除く。）の訓練生については、原則毎週土日及び国民の祝日も帰省できる方）

2 注意事項

- (1) 寮則及び指示事項を厳守すること。
- (2) 次の場合は寮の使用を停止すること。
 - ・伝染性の病気（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）にかかった場合又は疑いがある場合
 - ・体調悪化等により、寮での自立した生活及び健康管理に困難な状況が生じた場合（寮には専門の医療スタッフはいません。）
 - ・懲罰事象を起こし、寮の使用停止を命じられた場合
- (3) 保証人を明確にし、緊急時などの対応を依頼しておくこと。
- (4) 本校が指定した期日までに、寮維持費等の必要経費を支払うこと。